



図309 「いわゆる時給」について（水田作、全農業経営体）

資料：農林水産省「営農類型別経営統計」から作成。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou/index.html>

注：1) 主業経営体とは、農業所得が主で自営農業に60日以上従事している65歳未満の者がいる個人経営体である。

2) 「いわゆる時給」とは農業所得を自営農業労働時間で除した数値であり、以下の点で一般的な時給とは概念が異なる。

- ・自営農業の労働時間には雇用者の労働時間も含んでおり、雇用労賃は経費として農業所得は含まれていないこと
- ・法人経営体の有給役員に対する給料、賞与、福利厚生費も経費として農業所得には含まれていないこと

出典：ウェブサイト「フード・マイレージ資料室」 <https://food-mileage.jp/>